

22/6/21 愛知県議会本会議（高木ひろし愛知県議部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

高木ひろし（新政あいち）： 私の方からは通告いたしました3つのテーマについて順次質問をさせていただきます。

まず第一は愛知県新体育館のユニバーサルデザインについてであります。

愛知県政150周年事業の一つに位置づけられております愛知県新体育館は、いよいよ本体工事が間もなく始まろうとしております。

この体育館は最先端のICT機能を備えた世界最高レベルのスマートアリーナとして、大相撲名古屋場所や国際スポーツ大会だけでなく、音楽コンサート等、様々なイベントが開催され、国内外から多くの人が集う施設となることが期待されております。

またこの新体育館は、2026年のアジア競技大会、そしてアジアパラリンピック大会の会場ともなるのであり、当然、ユニバーサルデザインの点においても世界最高レベルの施設とすることが求められております。

その基準は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による東京2020アクセスシビリティガイドに詳細に示され、新国立競技場をはじめ、東京オリパラの関係施設全てに適用されたところであります。

その基礎にあるのはIBC国際パラリンピック委員会のガイドラインであり、車いすを使用する身体障害者だけではなく、視聴覚の障害、知的、精神障害のある人々が、不安や差別を感じることなく、アクセスできるよう利用できるような様々な設備基準を定めております。

今回は新体育館につきましては、県が事業者からの提案を募集する際に示した要求水準書において、愛知県人に優しいまち作り条例をはじめ、関係法令の遵守はもちろんのこと、こうしたユニバーサルデザインに関する条件が明確に示されており、設計にあたっては障害のある方や高齢者に十分伺いながら進め、誰も使いやすい施設となるよう注文をつけております。こうした確認に基づきまして、去年の12月に新体育館をPFI事業者となりました株式会社愛知国際アリーナは、障害者団体等に対する説明会を開催いたしました。

そこで示されました設計図では、確かに車いす使用者用スペースは、全座席の1%に当たる150席設けられ、多機能トイレは、車いす使用者用スペース150席の10%にあたる15ヶ所が設置される計画であるなど、いずれも東京2020アクセスシビリティガイドラインの要求基準を満たすものとなっております。

しかしながら、この説明会の場で来場者の新体育館へのアクセス、導線に基本的な問題が指摘をされました。

最大17000人の来場者を迎えるメインエントランスが2階部分に設置されまして、幅40m高さ7mの49段に及ぶ大階段を上らなければこの入口にたどり着けないという構造になっていたことでもあります。

当初計画にはこの階段に手すりやスロープすらなく、15人乗り屋外エレベーターが1基のみ傍らに設置されているという状態でありまして、これでは車椅子やベビーカーを利用される方、高齢者には大変なバリアであります。

下から見上げると、その印象はまるで威風堂々たる大神殿のようだとこんな風に評するバリアフリーの専門家もいらっしゃいました。

ユニバーサルデザインとはかなりかけ離れたイメージだと思わなければなりません。

この施設利用者の動線の課題は、今回のPFI事業者案が昨年2月末、選定委員会によって評価決定される段階ですでに指摘されていた課題でもあります。

選考委員会の審査報告によりますと、次のような要望事項が付記されておりました。

曰く、一般の利用者にも様々な事情（高齢、ベビーカー、エスカレーターに乗れないなどの方々がいるため、車椅子以外の利用者也エレベーターが利用できるように十分配慮すること。そして、エレベーター、エスカレーターの配置、その数量および運営方法については、その詳細設計時に十分配慮すること。）

これが、特に要望事項として付議されたうえでの選挙結果であったんです。

にもかかわらず、障害者団体に示された設計図にはスロープやエスカレーターもない大階段の上にエントランス、大部分の方々の入り口が設定されるという案が設定されたわけでありまして、これにたいして批判や要望が噴出するのは当然であったと言えましょう。

それで伺います。

これまでのPFI事業者が設計を進めてくる経過において障害のある方々から意見を聴く抜くためにどんなふうに対応してきたのか。

また、いただいたご意見はどのように設計内容に反映されてきたのか、お答えをいただきたいと思います。

もとよりユニバーサルデザイン実現には様々な障害当事者の方々が意見をしっかりと聞き、共に作り上げてといきというきめ細かい対応を積み重ねることが重要であります。

中部国際空港セントレア、そして東京の新国立競技場の場合には、設計の初期段階から障害当事者の方々等に参画を求め、数年わたり20回以上のワークショップを重ねつつ、ユニバーサルデザインの好事例を作り上げたのであります。

そういう意味では今回の障害者団体等々これまでの話し合いは期間的にも内容的にも極めて不十分なものと言わざるを得ないと思います。

そこで今後の進め方について伺っておきます。

7月に本体工事に入ることになっておりますが、案内表示や来客者の誘導體制等、運営面の課題を含め、障害者団体との話し合いを継続して、ユニバーサルデザインアリーナとしてのレベルアップを図っていく余地が多分に残されているというとも考えられますが、今後どのように対応していこうとされているのか、お答えいただきたいと思います。

2番目のテーマであります。

設楽ダムの建設業の基本計画の変更についてであります。

国土交通省は、中部地方整備局であります。5月17日に建設段階にある設楽ダムについて、その総事業費を2400億円から3200億円へと800億円増加させるとともに、完成年度を2026年度から2034年度へと8年に延長するという基本計画の大幅な変更を発表し、県に同意を求めてきております。

このダムは皆さん既にご承知の通り、利水治水にわたる本県最大の規模の多目的ダムとして1970年代に国が計画を発表して以降、その必要性や費用負担、住民生活や自然環境への影響を巡って様々な議論が半世紀近くに交わされてきました。

そして2008年に国が最初の基本計画を策定し、本県としてもこれに初めて県議会を含めた同意をいたしました。

ここで一定の結論に達したものと理解しております。

その時点での計画内容は、総事業費2070億円、工期は2020年完成というものでありまして、県の負担が721億円とされておりました。

その後、全国的なダム見直しの動きの中で、2010から2013年にかけて本県を初めとする関係自治体や専門家から検討の場が設立され、また事業主体である国によって5年間のいわゆる設楽ダムに関する事業検証が進められてきました。

その結果、事業の妥当性が確認されたことといたしまして、2014年に再び設楽ダム計画は動き出したのであります。

しかし2016年になって国は、物価上昇や消費増税を理由に、総事業費が2400億円に引き上げようと計画変更、完成年度も2026年と延長されました。

この時点でも県の負担は810億に増えております。

2度目の計画変更となる今回、その中身は働き方改革への対応とか、資材価格の変動とか資材価格変動に対する対応など、社会的要因の変更以外に、金額的にも内容的にも2016年の計画変更とは大きく事情が異なる様相を含んでおります。

2点に絞って県当局にお尋ねしたいと思っております。

第1は、今回事業費が大幅に膨らみ工期が延長された最大の要因は、当初計画で想定していなかったダムサイトやダム湖周辺の地盤の脆弱性が詳細な地質調査によって初めて明らかとなったことで、付け替えの道路の位置変更や地滑り対策を追加、コンクリート打設量の増加など、追加工事と工法変更が必要になったとされていることとあります。

もともとこの設楽ダムの予定地の地層は極めて脆く、幾筋もの断層破碎帯が走っていて、地層的にはダムの適地ではないのではないかという指摘はかねてから出されておりました、しかし事業者は問題となるような断層は存在しない。地盤に特に問題はないと言い続けてきておったのであります。

それが天竜湖や本体掘削準備のため2015年から2017年にかけて実施したボーリング調査に基づく詳細な地質分析によって、ダムを貫く多くの断層と地滑りブロックの存在を初めて認めざるを得なかったのであります。

問題はその対策としての追加工事が、ダム安全上必要かつ十分なものであるのかという点であろうかと思っております。

国が行った地質調査の分析報告書を見ますと、ダム本体の直上岩、左岸のダム湖斜面には、深さ 60 m にわたって 3 層から 4 層の地滑りブロックが存在し、その最大のものは幅 225 m 高さ 300 m にも及ぶ、長さ 300 m に及ぶ深層超巨大ブロックと記載されております。

深い層に大変大きな地滑りブロックがあるということをこの報告書は述べております。

しかし今回、追加された地滑り対策は、その表層部の地滑り対策のみを想定したものでしかありません。

万が一、ダム湖が満水の状態において地震等のなんらかの影響でこの巨大地滑りブロックが動き、いわゆる深層崩壊というものを起こせば、ダム津波という大災害にも繋がりがねないという指摘があります。

そこでお尋ねいたします。

今回の地質調査の結果に基づく今回の地滑り対策や、ダム本体掘削量及び打設量が見直されておりますけれども、ダムの安全性ということについて問題はないのか、県のお考えをお聞きをしたいと思っております。

2 点目の問題は、今回の大幅な事業費の増大によって、2010 年から 2014 年にかけて行われた設楽ダムに関する事業検証を見直す必要が生じるのではないかという問題であります。国が行った事業検証は治水利水流水の正常な機能の維持と、この 3 つの機能について、ダムとその代替案を比較してコストや事業期間などを試算した結果、総合的評価でもっとも有利な案はやはりダムだということで結論を導いたものであります。

知事も常々仰っておりますように、こうしたダムなどの大規模かつ長期にわたる事業につきましては、大きな県民負担を伴うものであり、時代の変化に合わせた不断の検証が必要であります。

今回の変更では、当初 2070 億円であった設楽ダムの建設コストが 3200 億円と 1.5 倍になり、県の負担額は 1070 億円に膨らんでおります。

そこでお尋ねいたします。

このように事業費が増大してもなお本事業の費用対効果が得られると考えるのかどうか、県のお考えをお聞きしたいと思っております。

3 番目の課題は、愛知県の公安委員会の事務専決規定のあり方についてであります。

昨年 10 月 7 日、名古屋高等裁判所は愛知県警が 2016 年 7 月から 12 月にかけて沖縄県公安委員会の要請を受けた沖縄県東村高江の米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事現場に愛知県機動隊員を派遣したことは違法であるとして、当時の警察本部長に対して機動隊らに支払われた時間外手当相当額を賠償するよう愛知県に命じる判決が行われました。

この高裁判決は愛知県公安委員会の事務専決規定、愛知県公安委員会が本来自ら決定する決定を本部長に委ねるといった専決規定ではありますが、警察官の県外への派遣が異例または重要と認められる場合には、公安委員会の承認をうけなければならないと定めておまして、今回の派遣はこれに該当するので、愛知県警察本部長は専決による派遣を決定したことが、その手続きにおいて違法であると、こう明解に判断したものであります。

また判決の中では、都道府県公安委員会は都道府県警察の民主的な管理に当たるものであるから、警察法上、他の公安委員会からの援助要求に同意するかどうかは都道府県公安委員会が合議体として審議して判断すべきであるのが原則であると解されると述べておられて、警察法が付与いたしました警察官のための権限を、事実上警察本部長の専決に丸投げしているとみられる愛知県公安委員会の在り方にそのものに重要な問題提起をしてるんだというふうには受け取らなければなりません。

この高裁判決そのものに対しましては、愛知県は最高裁に昨年12月14日に上告していておりますので、最終判断確定判決は最高裁での判断をまつものとなりますが、愛知県議会としては、この高裁判決の指摘を重く受け止め、公安委員会と警察本部とのあるべき関係についての議論すべきであると強く思うところであります。

そこで質問いたします。

そもそも公安委員会制度とは、戦前の内務省の下に置かれた国家警察による人権蹂躪などを反省に立って、政治的中立性を確保するために国民を代表する公安委員を、知事や市長の推薦によって選任し議会が同意して構成されています。

そして自治体警察を民主的に管理する責任を負う極めて重要な機構であります。

しかし一方その権限が風俗営業法から道路交通法に至るまで、実に広範多岐にわたっておりますために、定例的、定型的のものまでいちいち合議体によって決定することが現実的ではないと、本質的ではないといたしまして、事務の効率化のために警察本部長などに専決や代行させることが行われておるのであります。

しかしこれはゆめゆめ公安委員会を形骸化させることはないよう専決の範囲とルールは、厳格に設けなければならないと考えます。

愛知県公安委員会においてはこうした措置を経てどのように専決規定を定めて運用しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

実はこの専決規定が全面的に改正されました昭和53年に愛知県警察本部自からがこの専決規定の解釈指針を警察内部向けに輩出しております。

これは愛知県県警のホームページで見ることができます。

そこでは専決とは、あくまで内部誘因でしかなく、対外的には行政上の効果と責任は公安委員会に帰属するものであることを自覚するよう警察に促すとともに、専決ではなく公安委員会の承認をうけるべき異例または重要な警察官機動隊の県外派遣に当たるケースを次のように示しています。

- 1、その処理によって後日紛議を生ずることが予想されるようなもの。
- 2、社会的に反響の大きい事案等であります。

この考え方によれば、今回の沖縄の米軍基地建設に係る住民の抵抗運動や、また別の時期に福井県の大飯原発の再稼働をめぐる市民の意思表示等に対しても、愛知県警は機動隊を県外に派遣しておりますが、このような事例は県民のなかにもさまざまな意見がありうるものでありまして、公安委員会がですね自ら派遣は決定したので、派遣されるというのが筋となるそんな例ではないかと思われまます。

警察本部長に伺いたいと思います。

国民の中でこうして大きな賛否が分かれるから、その事態に対処するための派遣である場合に、派遣に対して県民の中からも批判が起きることも当然で、こうしたケースにはこの警察の解釈指針である通り、公安委員会の承認を求めてから派遣するべきケースということで扱うべきと考えます。警察本部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上3点にわたり、県、当局各位に質問をさせていただきました。

以上で壇上からの私の第1問を終わらせていただきます。

真摯なご答弁をよろしくお願いいたします。

スポーツ教育長： 愛知県新体育館の設計における障害のある方などとの意見交換及び頂いた意見の反映状況についてお答えします。

設計を進める中で、PFI事業者である株式会社愛知国際アリーナがこれまでに、昨年12月、今年4月および6月の合計7回、合同の意見交換会を、さらに個別の説明を含め県も参加して開催してまいりました。

これらの意見交換会には、肢体や視覚、聴覚等の障害、子育て世代や高齢者などの関係団体及び学識の方々にご参加いただきました。

主な意見としては、来場者は原則、屋外の階段やエレベーターを利用して2階のデッキにあるエントランスから入場する計画となっているが、障害者等には利用が困難であるというご意見をいただきました。

また、車いす使用者の観客席スペースの拡張や多機能トイレの充実のほか、継続的な意見交換会の開催などを求めるご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえ、2階エントランスへのアクセスについては、従来の設計にあった階段に加え、スロープ及びエスカレーターを追加するとともに、当初15人乗りで計画していた屋外エレベーターを24人乗り拡張する変更を行いました。

併せて障害のある方を含めた来場者が1階からも入場し、屋内のエレベーターで2階以上の観客席に上がれるよう1階にもエントランスホールを設けることとしております。

車椅子使用者の観客席スペースの拡張についても同伴者や補助犬が座ることができるスペースを設け、また多機能トイレの充実については、混雑を緩和するためには、増設や配置を見直すなどの改善を行うこととしております。

次に、愛知県体育館の着工後におけるユニバーサルデザインに関する今後の対応についてお答えします。

これまでの意見交換会では、誰もが入退場しやすい動線の整備、車椅子使用者の観客席スペースの拡張や、多機能トイレ充実といった建物の設計に関するものの他にも、わかりやすい案内表示や、混雑時における安全確保など附属設備や運用面に対応するご意見もいただいております。

このため、例えば AI を搭載した案内板による視覚的な案内や音声案内を計画しておりますが、視覚や聴覚に障害のある方などからのご意見を踏まえ、より分かりやすい案内ができる機能が表示の方法を検討していくこととしております。

さらに会場スタッフが、障害のある方などの着席状況を把握し、緊急時には迅速に駆けつけ、優先的に避難できるよう案内するなど運用面での対応についても検討を進めております。ユニバーサルデザインの実現に当たっては、実際に設置する設備や備品の形状や位置など、関係者の皆様からご意見をいただいております。意見交換会を継続して開催していくことが重要であると認識しております。

株式会社愛知国際アリーナは新体育館の着工後においても、関係者の皆様からご意見を伺っていきとしており、本県としましても引き続き PFI 事業者とともに適切に対応してまいります。

建設局長： 設楽ダム建設事業の基本計画の変更についてのお尋ねのうち、始めにダムの安全性についてであります。

ダム建設の予定地の地質については、国が 2021 年 5 月に、予定地の周辺にダム建設に支障となる断層が存在しないことや、ダム本体の基礎岩盤が 16 シーコンクリートダム建設する地盤として、十分な強度をもちダム建設に支障がないことを公表しております。また国がこの度の基本計画の変更で、ダム本体の基礎となる十分な強度を有する岩盤が、当初想定より深くなった為、土砂掘削量およびコンクリート打設量の見直しをしております。

更にダム湖周辺に対する必要な補強工事として、斜面に鋼製の杭を打設するなど地滑り対策の見直しを行っております。

いずれの見直しもこれまでの実施した地質調査の結果を踏まえ、適切な対策をこうじるものであり、ダムの安全性を十分確保して事業が進められていると考えております。

次に費用対効果についてであります。

建設中のダム事業における費用対効果の分析を含め事業の評価については、国が 5 年毎の実施に加え、事業の節目にも実施することになっております。設楽ダムの建設事業においては、これらの評価を 2014 年のダム検証の時点や 2016 年度の第 1 回計画変更の時点、2018 年度のダム本体着工の時点など、これまでに計 6 回実施しております。

今回の基本計画の変更を組み合わせた事業の評価は今後速やかに行われると聞いており、この中で変更による事業に対する費用対効果分析が行われます。

評価の最終的な結果については、学識経験者などの第三者から構成される委員会の審議を経て結論が出されることとなりますが、現在のところ国からは変更後の計画においても費用対効果を含めこれまでの評価に変わりはないと聞いております。

県といたしましては、引き続き国に対し事業の合理化、効率化を図るとともに水源地域の生活再建対策に万全を期すなど、しっかりと地域に寄り添って取り組んでいくよう申し入れてまいります。

警察本部長： 愛知県公安委員会事務専決議案、事務専決ルールを考え方についてのご質問に、同公安事務委任を担当する立場からお答えいたします。

愛知県公安委員会の専決事務につきましては、愛知県公安局に権限を属する多様な事務に関し、当該事務は公安委員会の事務とされた趣旨を踏まえつつ、と同時に迅速かつ能率的な処理を実現すべく、一定の事務につきましては、同公安委員会の名において警察本部長が意思決定を行うことができるように定め、運用させていただいているものと承知しております。議員お示しの通り、現在上告中の事案があり今後の訴訟への影響が予想されますから、個別の事例については答弁は差し控えさせていただきますが、公安委員会から示されている専決規定では専決可能とされている事務でありましても、異例または重要と認められるものについては、専決によることなく合議体での意志決定を受けよう定められております。この異例または重要及び部内的解釈として概ね次のものをいうとしている、後日紛議を生じるものと予想されるものや社会的反響の大きいものへのあてはめにつきましては個別の事務やその根拠を主として愛知県内の治安に与える影響等の観点から判断されるべきものと考えております。

高木ひろし(新政あいち)： 3つのテーマにつきましてそれぞれご答弁をいただきました。これに対して要望を申し上げたいと思います。

まず新体育館の問題であります。ユニバーサルデザインに関しましては障害者団体との意見交換の中で様々な改善策が取り入れられてきていることは理解をいたしました。

問題の階段状のメインエントランスへの動線の問題につきましても、当初案にはなかったスロープやエスカレーターを設置すること、また屋外エレベーターを拡張すること、そして1階部分にもエントランスを設け、これを充実させることなどが改良策として示されたことは、一定の評価ができると思います。

しかしながらこの改善策につきましても、エントランスが1階と2階に分かれると、あるいはエレベーターやスロープの位置によりましては右にまわるか左に回るか、来場した様々な障害を抱えた方が、どのルートをとるべきなのか迷われることが想定され、さらなる案内表示等の工夫が必要だと思います。

そしてイメージ上での大階段というものが引き続きメインエントランスに通ずるものものとして設置されている点については変わりがないのでありますので、これについてもさらに検討していく必要があるのではないかと思います。

更に新体育館は現在の体育館の2倍以上の収容人数となりまして、その大半の来場者は地下鉄名城公園駅を利用することが想定されております。

この地下鉄駅と新体育館の接続の在り方についても、今後名古屋市との十分な協議を経て、スムーズでバリアフリーな移動をどのように保障することができるのか重要な課題の一つだと思っております。

新体育館のオープン迄はまだ3年あります。

新国立競技場においても、相当紆余曲折があって、新しい国立競技場も完成をいたしておりますので、この愛知県の新体育館につきましても引き続き、障害のある方々との意見交換や名古屋市などとの関係機関との協議を重ねて、新体育館がユニバーサルデザイン愛知のシンボルとしてその名に恥じないアリーナになり、後世に残るレガシーになるよう仕上げていただきたいと強く要望するものであります。

設楽ダムの問題については、概ね県から頂いた答弁は事業主である国がこう言っている、国がこう説明しているということに終始をいたしております。

しかし国の今回説明資料の中には、私が提起いたしましたボーリング調査によって、どのような地質構造が明らかになったのかという資料が含まれておらず、追加工事や、工法の変更によってその深層崩壊のリスクをどこまで減らせるのかという説明は十分ではないと思われれます。

事がダムの安全性や防災上のリスクに関わるだけにこの点は見逃せません。

国の説明を鵜呑みにするだけでなく、県として安全性の問題やコスト、現役について自ら調査検討し、国に対して言うべきことは言い、県民に理解を求めていくという姿勢をしめしていただくよう要望しておきます。

3点目の公安委員会の事務専決規定の問題であります。

今回の名古屋高裁で違法と判断されたのは、愛知県警のケースだけでありまして、今回実は沖縄機動隊派遣を行ったのは愛知県だけでなく東京都、千葉県、神奈川県、大阪府、福岡県、合計6つの都道府県が行っておりますが、その派遣手続きは一樣ではありません。

それぞれの公安委員会が専決規定をもってありまして、警察法60条、公安委員会による他の都道府県警察への援助要求について、全面的に県警本部長に専決を持たれているのは、実は愛知県だということがわかっております。

他の都道府県では災害、人命救助及び犯罪捜査で緊急を要する場合、また10人以内14日以内の期間の派遣という具合に専決できる範囲を厳しく限定し、現に6年前の沖縄への派遣についても、事前に各公安委員会の承認を得た上で、他の都道府県公安委員会は派遣しております。

この差は単なる手続きの問題ではないと私は理解いたします。

公安委員会制度の本旨、この重要性を理解すればこそ、この手続きが重要なんだと思います。

20年ほど前、警察改革が全国的に大きな議論になりました。

この中のテーマの1つは、戦後警察の特徴であるこの公安委員会制度が形骸化しているのではないかという指摘でありました。

愛知県公安委員がその権威を保ち県民の皆さんから本当に信頼を担保するためにも、ぜひ専決のやり方を見直していただくよう強く改めて要望させていただきます。

以上です。